

あわら市国土強靱化地域計画【概要版】

1 計画の策定趣旨

東日本大震災の教訓を踏まえ、平成 25 年 12 月、国は「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」を制定し、平成 26 年 6 月に「国土強靱化基本計画」を策定した。

本市においても、法の趣旨を踏まえ、いかなる災害が起こっても市域の保全並びに住民の生命、身体、財産を守り続けるため「あわら市国土強靱化地域計画」を策定する。

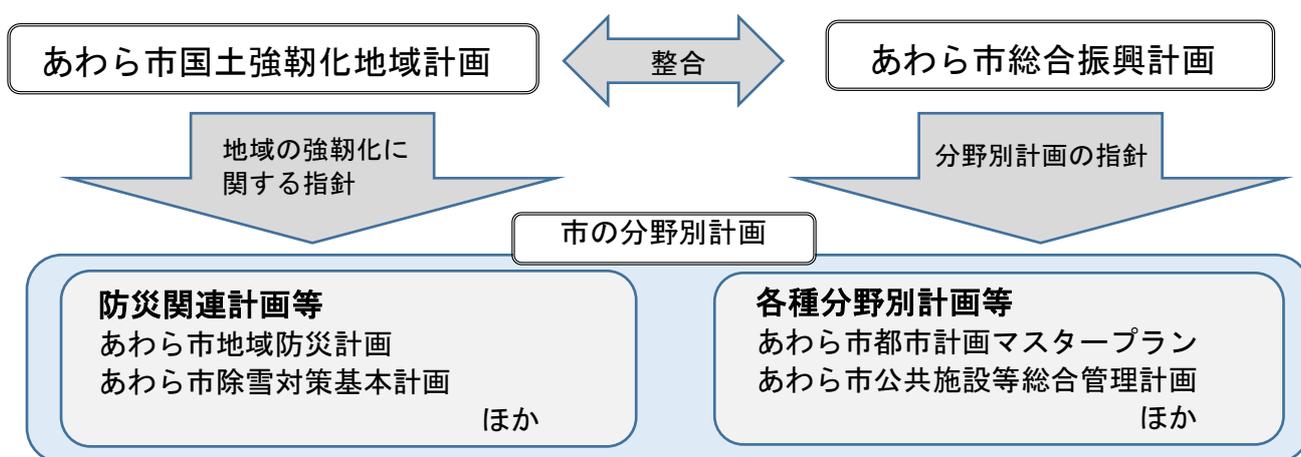
2 計画の位置づけ

本計画は、国土強靱化基本法第 13 条に基づき策定する「国土強靱化地域計画」であり、本市の強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる計画とする。

また、地域防災計画をはじめとする本市の各種計画については、この国土強靱化地域計画の観点から見直しを行い、必要な施策を具体化することとする。

地域防災計画との違い

地域防災計画は地震や豪雪等のリスクを特定して、「そのリスクに対する対応」をまとめたもので、災害発生時・発生後が対象で、予防、応急、復旧などの具体的な対策であり、国土強靱化地域計画は、大規模自然災害におけるリスクを想定しながら、最悪の事態をもたさないための、強靱な仕組みづくり、地域づくりの方向性・内容を取りまとめたもので、災害発生前が対象で、人命保護や被害最小化などを図るため、最悪の事態を回避する施策。



3 計画期間

本計画は中長期的な視野の下で施策を推進する国の方針に基づき、計画策定後、概ね 5 年とする。

4 計画策定にあたっての基本的な考え方

1 基本目標

国の基本計画における基本目標を踏襲し、次の4点を、本市の強靱化を推進するうえでの基本目標とした。

- (1) 人命の保護が最大限に図られる
- (2) 市政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害を最小化する
- (4) 災害発生後の迅速な復旧・復興を可能にする

2 事前に備えるべき目標

4つの基本目標をさらに具体化した8つの「事前に備えるべき目標」を設定した。

- (1) 人命の保護
- (2) 物資輸送、救助・救急、医療活動等の迅速な対応
- (3) 行政機能の確保
- (4) 情報通信機能・情報サービスの確保
- (5) 経済活動の維持
- (6) ライフライン（電気、上下水道、燃料、交通ネットワーク等）の確保
- (7) 制御不能な二次災害の防止
- (8) 地域社会・経済の迅速な再建・回復

3 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を設定

目標達成を妨げる事態として、国で定められている45のリスクシナリオ、福井県の計画における26のリスクシナリオを参考とし、本市の地域特性を踏まえ24のリスクシナリオを設定した。

4 リスクシナリオ回避のための施策を整理

前項で定めた24の起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとに、回避するための施策を、63のプログラムとして抽出し整理。

5 脆弱性評価の実施

プログラムごとに、現在市が行っている施策・事業を踏まえ、リスクシナリオを回避するためにどのような取組が必要かの分析・評価を行った。

6 強靱化に係る推進すべき施策を策定

脆弱性評価の結果に対し、強靱化に係る推進すべき施策を策定した。

5 計画の推進と見直し

計画の推進に当たっては、全庁横断的な体制のもと計画を推進していく。また今後の社会経済情勢の変化や、国や県などの国土強靱化に関する施策の進捗状況等を考慮しつつ、計画期間中であっても適宜見直しを検討する。

あわら市国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ・施策体系

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（24のリスクシナリオ）		リスクシナリオを回避するための推進すべき施策（63のプログラム）
1 人命の保護（P11）	1(1-1)	大規模地震による住宅、建物や不特定多数が集まる施設等の倒壊、火災による死傷者の発生	①住宅や建築物の耐震化等の推進 ②老朽危険空き家等の対策 ③避難路、通学路等の確保 ④避難場所等の確保 ⑤地域防災力の充実・強化 ⑥防火体制の強化 ⑦市民等への情報伝達の強化
	2(1-2)	異常気象等による広域かつ長期的な市街地の浸水	①洪水ハザードマップ等の周知・活用 ②河川改修等の治水対策 ③市民等への情報伝達の強化
	3(1-3)	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生	①警戒避難体制等の整備 ②森林整備の支援 ③市民等への情報伝達の強化
	4(1-4)	大規模津波による多数の死者、行方不明者の発生	①沿岸部の災害対策強化 ②津波浸水想定エリアの住民等の意識啓発と避難体制の確保 ③市民等への情報伝達の強化
	5(1-5)	大雪による道路交通網の麻痺や公共交通機関の運休等の発生	①幹線道路や生活道路の道路交通網の確保 ②公共交通の運行体制の確立 ③関係機関との連携体制の強化、市民等への適切な情報発信 ④自助、共助による除雪意識の高揚 ⑤燃料の確保
	6(1-6)	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	①情報通信機能の停止防止 ②市民等への情報伝達の強化 ③地域防災力の充実・強化
2 物資輸送、救助、救急、医療活動等の迅速な対応（P29）	7(2-1)	被災地での食料、飲料水、電力、燃料等、生命に関わる物資供給の長期停止	①物資供給体制等の整備 ②非常用物資等の備蓄
	8(2-2)	避難所の運営機能崩壊、長期にわたり避難所生活を強いられる事態	①避難所のバリアフリー化等の推進 ②避難所の円滑な運営
	9(2-3)	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	①緊急輸送道路等の機能確保の検討 ②孤立集落までの経路啓開体制の構築 ③災害時要援護者に対する見守り体制の強化 ④地域防災力の充実・強化
	10(2-4)	被災等による医療機能の麻痺や避難所等における疫病、感染症等の大規模発生	①被災時の医療支援体制 ②被災地の感染症等の対策 ③被災地の衛生面の確保
3 行政機能の確保（P39）	11(3-1)	行政機関の職員、施設の被災による機能の大幅な低下	①業務継続体制の整備
4 情報通信機能、情報サービスの確保（P41）	12(4-1)	電力供給停止等による情報通信の麻痺、長期停止	①庁舎等の電力、燃料確保対策の推進 ②長期停電時に使用可能な情報通信機器の研究
5 経済活動の維持（P42）	13(5-1)	人材、資源の不足等により企業等の社会経済活動が停滞する事態	①自然災害等のリスクの周知 ②企業等における業務継続計画の策定
	14(5-2)	食料等の安定供給の停滞	①非常用物資等の備蓄 ②物資供給体制の整備 ③農産物等の生産体制の確保 ④一次産業の担い手支援
6 ライフライン（電気、上下水道、燃料、交通ネットワーク等）の確保（P46）	15(6-1)	電力、燃料の長期間にわたる供給停止	①電力等の長期供給停止防止
	16(6-2)	上水道等の長期間にわたる供給停止	①水道施設の耐震化、応急給水体制の構築
	17(6-3)	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	①下水道施設等の耐震化、液状化対策
	18(6-4)	交通ネットワークの機能停止	①北陸新幹線の事業推進 ②道路ネットワーク、市道等の防災・減災対策 ③業務継続体制の促進、関係機関等との連携強化 ④帰宅困難者対策
7 制御不能な二次災害の防止（P55）	19(7-1)	市街地での大規模火災の発生	①住宅等における防火対策の推進 ②防火体制の強化
	20(7-2)	危険物等の大規模拡散、流出	①危険物等の漏えい対策の強化
	21(7-3)	農地、森林等の荒廃による被害の拡大	①農地、森林の整備、保全
8 地域社会、経済の迅速な再建、回復（P61）	22(8-1)	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復旧、復興が大幅に遅れる事態	①災害廃棄物処理計画の策定
	23(8-2)	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧、復興が大幅に遅れる事態	①地域コミュニティの活性化 ②地域の防犯対策の充実 ③防犯隊活動の充実 ④災害ボランティアの受入
	24(8-3)	事業用地の確保、仮設住宅、仮店舗、仮事務所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	①被災者の住宅等の確保 ②事業用地の確保、整備 ③地籍調査の推進